

大切な子どもの権利

すべての子どもには大切な“権利”があります。

子どもとは…
18歳未満のすべての者、その他
これらと等しく権利を認めるこ
とが適当と認められる者

安心して生きる権利

- いのちが守られ、尊重されます
- 愛情をもって育てられます
- どのような理由があっても差別や偏見を受けません
- いじめ、虐待、体罰、性的搾取などで心や体を傷つけられることがありません



など

豊かに生き、育つ権利

- 自分に合ったペースで生活できます
- 学び、遊ぶことができます
- 自分の考えや思いを、自分なりに自由に表現することができます
- 文化、芸術、スポーツに親しむことができます



など

自分らしく生きる権利

- 個人として尊重され、他者との違いが認められます
- 不平等な扱いを受けません
- プライバシーが守られます
- やりたいことに挑戦できます



など

身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利

- 自分の思いや願いを自由に表明できます
- 思いや願いをありのままに受け止め、一緒に考え、適切に応えてもらえます



など

社会に参加する権利

- 地域などで、意見が活かされる機会が与えられます
- 参加にあたって、適切な支援を受けることができます



など

おとなの責務

おとなは子どもの権利を守るため、それぞれの役割を担い、“連携・協力”して子どもを支えます。

 <p>学び・育ちの施設の関係者 (学校や保育園、幼稚園など)</p> <p>子どもたちが主体的に学び、育つことができるように支援します。 虐待、体罰を絶対行わず、いじめから子どもたちを守ります。</p>	 <p>新潟市 (市役所)</p> <p>子どもの権利を尊重し、子どもに関わる市の取組を通じて、その保障に必要な条件整備及び支援を行います。</p>	 <p>保護者 (親や祖父母など)</p> <p>子育てに責任を持ち、子どもが安心して育つことができるように、子どもの意見を尊重し、一緒に考え、子どもの成長を支えます。</p>	 <p>事業者 (会社など)</p> <p>従業員が仕事と子育てを両立できるように支援します。</p>	 <p>市民</p> <p>地域の一員である子どもたちの権利を守り、安全安心な地域をつくります。</p>
---	--	--	--	--

新潟市子どもの権利推進計画

新潟市は、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちを目指して、令和4年4月から新潟市子ども条例を施行しています。これは、**子どもの大切な権利を明確にし、これを守るためのおとなの責務を定めたものです。**

新潟市子どもの権利推進計画は、子ども条例に基づき、子どもの権利を守るため、新潟市が行っていく具体的な取組の内容をまとめたものです。計画を作る際は、市民アンケートを実施するとともに、おとなだけでなく子どもからの意見も聴きながら策定作業を進めました。

新潟の将来を担う子どもたちが笑顔で健やかに成長し、「このまちに生まれてよかった」と思えるよう、市役所だけでなく、保護者、子どもに関わる職員、事業者など、すべてのおとなが連携・協力しながら取組を進めていきます。

1 計画期間

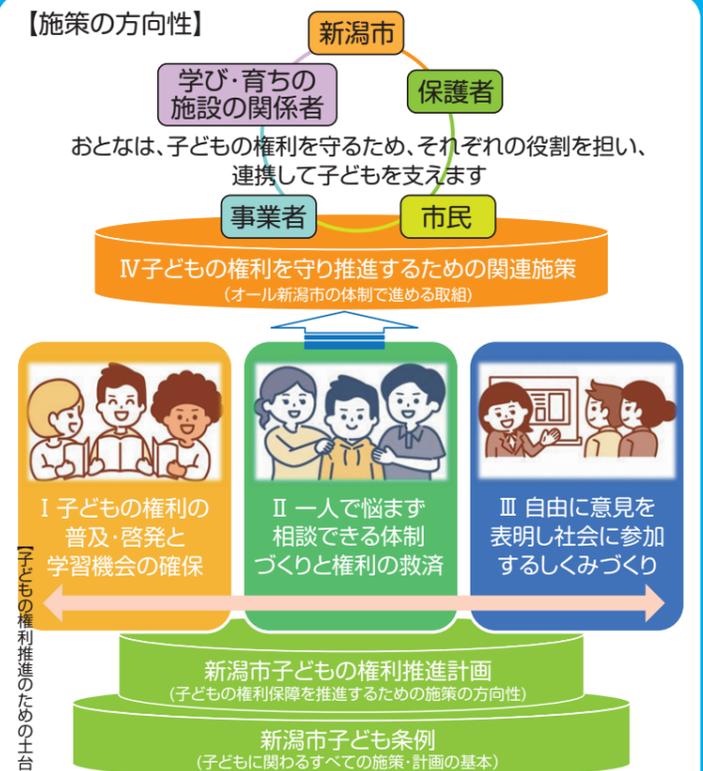
5年間(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)

2 基本理念

すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまち「にいがた」

3 子どもの権利を推進するための施策の方向性

子どもの権利が守られ、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちづくりを進めていくため、4つの施策の方向性を柱に設定し、オール新潟市の体制で、推進していきます。



子どもの権利推進計画の全文は2次元コードからご覧いただけます



4 子どもの権利を守るための施策体系

施策の方向性に定めた4つの柱を踏まえ、各施策に基づく取組を計画期間中に順次実施していきます。

I 子どもの権利の普及・啓発と学習機会の確保

項番	施策	取組概要(抜粋)
I-1	発達段階に応じた啓発資料の作成と展開	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達段階に応じた分かりやすいパンフレットの作成と配付 ● 様々なメディア、ツールを活用しながら幅広く周知
I-2	周知・啓発キャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 5月5日から11日にかけての子どもの権利推進週間及び11月の子どもの権利推進月間を通じたイベント等の開催
I-3	多様な情報発信ツールを活用した周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● SNS等を活用しながら、子育て世代のみならず、幅広い世代をターゲットに周知・啓発を実施
I-4	子どもと関わる職員等の研修を通じた理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員や地域教育コーディネーター、保育士、放課後児童クラブの職員、民生委員・児童委員などへの理解促進 ● CAPプログラム等の活用を促進
I-5	妊娠期からの継続した学びの機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳に子ども条例の概要を掲載すること等による妊娠期や親になったばかりのおとなに対し継続して周知・啓発を実施
I-6	学校や地域活動における子どもとおとなへの周知	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ・スクールでの活動や青少年育成協議会、子ども食堂など地域における様々な活動の機会をとらえ、ワークショップ等の実施を促進
I-7	情報が届きにくい子どもへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 不登校や様々な理由により学校教育や社会との関係が希薄になっている子どもたちへ配慮した取組を実施
I-8	事業者への周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもをもつ保護者の権利を保障するため、働き方改革やワーク・ライフ・バランス推進の取組と連携しつつ、関係団体等の協力を得ながら、事業者への周知を促進



子ども条例周知・啓発用パンフレット



中学生による子どもの権利に関する意見交換会

II 一人で悩まず相談できる体制づくりと権利の救済

項番	施策	取組概要(抜粋)
II-1	子どもの権利擁護機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利侵害からの救済、調整、課題解決を目的とした子どもの権利擁護機関の設置に向け検討
II-2	子どもが気軽に相談できる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 悩みや課題を抱える子どもが多様な手段によりアクセスできるよう、必要な体制を整備
II-3	子どもの意見を代弁するアドボカシー(子どもが声を上げることをサポートする活動)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の意思を言葉であらわすことの困難な子どもの意見をくみ取り代弁するため、子どもアドボカシーを推進
II-4	関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもや家庭に関する他の相談機関等との連携を強化

III 自由に意見を表明し社会に参加するしくみづくり

項番	施策	取組概要(抜粋)
III-1	子どもの意見表明や社会に参加する権利の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 意見表明権・社会参加権は子どもの権利推進の中核であるという認識の理解促進
III-2	子どもが市政に参加する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくり等について学び、意見交換等を通じて、市政に参加できる仕組みを構築
III-3	学校生活や地域づくりでの子どもの意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域において身近な社会課題等について学び、意見交換や発表を通じ子どもの意見が反映される仕組みを整備
III-4	子どもの意見をくみとるファシリテーターの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学生などの若者をファシリテーターとして育成し、ワークショップ等に派遣
III-5	意見を発信することが難しい子どもへのサポート	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どものSOSを聴き逃さないため、子どもの声を聴くためのスキルアップを図れるよう取組を推進

IV 子どもの権利を守り推進するための関連施策

項番	施策	取組概要(抜粋)
IV-1	関連施策における子どもの権利に関する普及・啓発、理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもに関わる職員等の研修の機会を通じ、子ども条例の趣旨を分かりやすく伝える
IV-2	関連施策における子どもの意見表明を促進させる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもに関連する施策をはじめ、市の様々な施策に、子どもの意見を収集し反映

1 概要

- 本市は、子どもが有する固有の権利とこれを守るおとなの責務、その他子どもの権利保障を実現するために必要な事項を定めた「新潟市子ども条例」を令和4年4月から施行。
- 同条例第17条において、「子どもが権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するための体制を構築するなど、必要な措置を構築しなければなりません。」と規定。
- 本改正は、前述の規定を踏まえ、子どもの権利侵害の救済に係る体制構築に向け、必要な事項を定めるもの。

2 パブリックコメント実施概要

意見提出期間	令和5年9月22日（金曜） ～令和5年10月23日（月曜）（32日間）
資料配布・閲覧	市HP、各区役所・出張所、市政情報室、 中央図書館、こども政策課

3 改正案の概要

右記載のとおり

4 これまでの経過と今後の予定

令和5年7月	新潟市子どもの権利推進委員会において 条例素案の説明及び意見聴取
10月～	条例改正案庁内審査等
12月	12月定例会に条例改正案を提案

【改正案の概要】

条番号	規定の概要
第17条	権利侵害の救済等：救済委員の設置、関係機関との連携等
第18条	救済委員：救済委員の委嘱、人数、任期等
第19条	兼職の禁止：救済委員を議員等が兼職することの禁止
第20条	救済委員の職務：相談への対応及び助言、支援、権利侵害に対する調査、権利侵害を取り除くための調整・要請等
第21条	救済委員の責務：公正かつ適正な職務の遂行、関係機関等との連携、政治目的での地位の利用の禁止、守秘義務等
第22条	尊重及び協力：市の機関の救済委員の職務遂行に係る独立性の尊重、協力等
第23条	相談・調査専門員：救済委員を補佐する専門員の要件等
第24条	相談及び救済の申立て：相談、申立ての要件等
第25条	調査及び調整：調査及び調整について必要な事項等
第26条	調査の除外：裁判等の案件で調査を実施しない場合等
第27条	是正の勧告等：救済委員による市の機関に対する是正勧告、制度の改善を求めるための意見表明等
第28条	勧告及び公表：勧告等を行った場合の報告及び公表等
第29条	再調査及び再勧告：救済委員が必要と認める場合の再調査及び再勧告
第30条	活動状況の報告：救済委員の活動状況の毎年の報告

※条番号は条例改正後の番号

※改正案はパブリックコメント及び庁内審査等により変更となる可能性がある